

アサヒグループホールディングス株式会社
定 款

アサヒグループホールディングス株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、アサヒグループホールディングス株式会社と称し、英文では Asahi Group Holdings, Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

1. ビールその他の酒類の製造、販売
2. 清涼飲料その他の飲料の製造、販売
3. 医薬品、医薬部外品、検査用試薬、医療用具、動物用医薬品及び化粧品の製造、販売
4. 微生物利用製品並びに酵素剤を含む生物化学利用製品の製造、販売
5. 食品及び食品添加物の製造、販売
6. 果物、野菜及び穀物等の農産物の生産、加工、販売
7. 牛乳及び家畜の生産、販売並びに乳製品の製造、加工、販売
8. 肥料及び飼料の製造、販売
9. 不動産の売買、貸借、管理運営、開発、利用及び山林の経営
10. ガラスびんその他各種ガラス製品、びん栓等の製造、販売
11. 食堂及び喫茶店の経営
12. 貨物自動車運送事業及び倉庫営業
13. 金銭の貸付、有価証券の売買及び債務の保証
14. 酒類、飲料等の製造設備並びに販売設備の製作、販売及び保守に関する業務
15. テニスコート、アスレティッククラブ等スポーツ施設並びに美術館の経営
16. 損害保険代理業及び生命保険募集業
17. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

2 当会社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都墨田区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

3. 執行役

4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、29億株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いについては、法令又は定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役がこれを招集する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役又は執行役がこれにあたる。ただし、当該取締役又は執行役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しない。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会の終結の時までとする。

(取締役会)

- 第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 3 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第22条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

- 第23条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、報酬委員会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

- 第25条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令が定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会

(員数)

- 第26条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会は、3名以上の取締役で組織するものとし、その過半数は社外取締役とする。

(選定)

- 第27条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を構成する委員は、取締役の中から取締役会の決議によって選定する。

(委員会規程)

- 第28条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める各委員会規程による。

第6章 執行役

(員数)

第29条 当会社の執行役は、1名以上とする。

(選任)

第30条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(任期)

第31条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第32条 取締役会は、その決議によって、執行役の中から代表執行役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、執行役の中から役付執行役を定めることができる。

第7章 会計監査人

(選任)

第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役が監査委員会の同意を得て定める。

第8章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第37条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当(以下「期末配当」という。)をすることができる。

2 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当」という。)をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 期末配当金及び中間配当金については、その支払開始の日から満5年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

主な沿革

1949年9月1日	制定
1951年8月14日	商法改正に伴い全面改正 第3条、第5条改正
1953年5月9日	第5条、第6条、第11条改正
1955年2月25日	第3条改正
1956年8月25日	第5条、第7条改正、第6条削除
1959年8月25日	第5条改正
1960年2月25日	第3条改正、第10条新設
1960年8月25日	第5条改正
1961年8月25日	第5条改正
1962年2月25日	第5条改正
1964年8月25日	第3条、第5条改正
1965年2月25日	第16条改正
1966年2月25日	第14条改正
1970年2月25日	第20条改正
1973年2月24日	第2条、第5条、第7条、第23条改正
1973年8月25日	第2条改正
1974年8月24日	商法改正に伴い改正、第24条、第25条新設
1979年3月30日	第16条改正
1982年3月30日	商法改正に伴い第9条、第11条改正、第7条、第22条新設 第2条、第10条、第12条乃至第14条、第17条、第25条、 第26条改正
1987年3月30日	第2条、第17条改正
1988年3月30日	第1条、第5条、第17条、第21条改正
1989年3月30日	第17条改正
1991年3月28日	第8条乃至第13条改正
1993年3月30日	第17条改正
1994年3月30日	商法改正に伴い改正、第5章新設 第4章改正
1996年3月28日	第2条改正
1997年3月28日	第5条改正
1998年3月27日	第5条改正、第5条の2新設
2000年3月30日	第17条改正
2001年3月29日	第5条の2改正

2002年3月28日	商法改正に伴い第5条の2削除、第5条の2新設、 第6条削除、第7条新設、第9条、第11条、第18条、第24条 改正
2003年3月28日	第5条の2削除、第12条、第25条、第30条、第31条改正
2003年4月1日	第7条の2新設、第9条乃至第11条、第16条改正
2003年9月1日	第6条改正
2004年3月30日	第5条の2新設
2006年3月30日	第2条、第4条、第5条改正、第32条削除
2006年5月1日	会社法施行に伴い全面改正
2007年3月27日	第20条改正、第25条、第33条新設
2008年3月26日	第23条新設
2008年9月1日	第3条改正
2009年1月5日	株券電子化施行に伴い第9条第1項削除
2009年3月26日	第9条第2項削除、第10条乃至第12条、第14条、第39条 改正
2011年7月1日	第1条、第2条第1項改正、第2条第2項新設
2016年3月24日	第15条新設、会社法改正に伴い第26条、第34条改正
2019年3月26日	第21条改正
2022年3月25日	第15条削除、第15条新設、附則第1条新設
2023年3月2日	附則第1条削除
2024年10月1日	第6条改正
2025年3月26日	指名委員会等設置会社への移行に伴い全面改正